

第1 一般的質問

(注) 「あなたの一般的ないし基本的な方針・考え方についてお尋ねします。」

問1	平均的な本人訴訟における争点整理手続の選択について、あなたの考え方に近いものはどちらですか。
----	--

(注) 争点整理手続の選択には種々の考え方がありますが、大まかな傾向を把握する目的の質問です。

- 1 原則として、口頭弁論で争点整理を行うこととしている。
- 2 原則として、弁論準備手続で争点整理を行うこととしている。

問2	双方弁護士選任訴訟における求釈明の在り方についての一般的な方針・傾向はどのようなものですか。
----	--

- 1 積極的である。
- 2 どちらかといえば積極的である。
- 3 どちらかといえば謙抑的である。
- 4 謙抑的である。

問3	平均的な本人訴訟における当事者本人に対する手続説明及び求釈明に関する次のような考え方について、どのように思いますか。
----	--

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	手続について、専門家ではないことを念頭においた平易・丁寧な説明をするべきである。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	専門家ではないことを念頭において、法的構成や主張・証拠の申出について、裁判所が積極的に示唆すべきである。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問4 問3の「ア」及び「イ」のいずれかで、「どちらかといえばそう思わない。」又は「そう思わない。」と回答した場合の理由についてお尋ねします。

		そのうちほとんど	そのうち半分	そのうち少し	そのうちほとんど
ア	本人で訴訟を行う以上、実体法・手続法について一定の知識があることを前提にしてよいと考えるから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	本人で訴訟を行う以上、その結果についての責任は自ら負うべきであると考えから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	事件数が多いので、特別な説明をする時間的余裕がないから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	客観的平等や公平性への疑念を与えないようにするため（相手方や傍聴人からみて、本人か弁護士かで取扱いが異なるとの印象を与えないようにするため）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）				

問5 平均的な本人訴訟における当事者本人に対する手続説明及び求釈明は、どのように行っていますか。

		そのうちほとんど	そのうち半分	そのうち少し	そのうちほとんど
ア	手続について、専門家ではないことを念頭においた平易・丁寧な説明をしている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	専門家ではないことを念頭において、法的構成や主張・証拠の申出について、裁判所が積極的に示唆している。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問6 問5の「ア」及び「イ」のいずれかで、「どちらかといえばそのようにはしていない。」又は「そのようにはしていない。」と回答した場合の理由についてお尋ねします。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	本人で訴訟を行う以上、実体法・手続法について一定の知識があることを前提にしてよいと考えるから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	本人で訴訟を行う以上、その結果についての責任は自ら負うべきであると考えているから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	事件数が多いので、特別な説明をする時間的余裕がないから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	客観的平等や公平性への疑念を与えないようにするため（相手方や傍聴人からみて、本人が弁護士かで取扱いが異なるとの印象を与えないようにするため）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）				

問7 平均的な本人訴訟について、裁判官の執務量は、双方弁護士選任訴訟と比較して多いですか、少ないですか。

(注) 同種・同程度の事件について、当事者の一方又は双方が本人訴訟であった場合と、当事者双方が訴訟代理人弁護士を選任した場合とを比較する趣旨の質問です。

		少ない。	どちらかといえば少ない。	変わらない。	どちらかといえば多い。	多い。
ア	期日の準備に要する時間や労力	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	1期日に要する時間	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

第2 書記官の対応について

(注) 問8は、第3以下で回答していただく事案を離れた一般的な質問です。

問8	平均的な本人訴訟について、書記官の執務量は、双方弁護士選任訴訟と比較して多いですか、少ないですか。
----	---

(注) 同種・同程度の事件について、当事者の一方又は双方が本人訴訟であった場合と、当事者双方が訴訟代理人弁護士を選任した場合とを比較する趣旨の質問です。

		少ない。	どちらかといえば少ない。	変わらない。	どちらかといえば多い。	多い。
ア	訴状又は答弁書等の書面作成についての助言，提出された書面の訂正等の依頼	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	電話による又は窓口における手続についての問合せへの対応（ア以外の場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	当該当事者本人との連絡自体（例えば，電話をしても不在の場合が多いなど。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	訴訟の相手方又は裁判所に対する苦情への対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	提出書類の整理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	訴状，準備書面等の提出された書類の送達，送付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	口頭弁論又は弁論準備手続調書等の手続調書の作成	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	アないしキを含む全体的な執務量	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

第3 事件票情報

(注) 第3 以下は、アンケートの対象事件についての質問です。

問9	原告側の訴訟代理人弁護士の有無
----	-----------------

- 1 無 (審理期間を通じて一度も選任されなかった場合)
 2 有

問10	被告側の訴訟代理人弁護士の有無
-----	-----------------

- 1 無 (審理期間を通じて一度も選任されなかった場合)
 2 有

問11	地方裁判所名を入力してください。
-----	------------------

本庁：

支部： (注：本庁所属の方は、選択の必要はありません。)

問12	事件番号を半角数字で入力してください。
-----	---------------------

平成 年 (ワ) 号

問13

事件の種類

- 1 売買代金（売掛代金を含む。）
- 2 貸金
- 3 立替金・求償金等（信販関係事件に限る。）
- 4 建築請負代金等
- 5 建築瑕疵による損害賠償
- 6 交通事故による損害賠償
- 7 医療行為による損害賠償
- 8 公害による損害賠償
- 9 その他の損害賠償（→記述欄に、「先物取引に関する損害賠償」のように、簡潔に記載してください。）

- 10 手形・小切手金（異議を除く。）
- 11 手形・小切手異議
- 12 金銭債権債務存否確認
- 13 労働に関する訴え
- 14 知的財産権に関する訴え
- 15 その他の金銭を目的とする訴え（→記述欄に、「保証債務の履行請求」のように、簡潔に記載してください。）

- 16 建物を目的とする訴え
主に不動産の賃貸借契約に関する紛争ですか。
 - 1 いいえ
 - 2 はい
- 17 土地を目的とする訴え（境界（筆界）に関する訴えを除く。）
主に不動産の賃貸借契約に関する紛争ですか。
 - 1 いいえ
 - 2 はい
- 18 境界（筆界）に関する訴え
- 19 労働に関する訴え（金銭を目的とする訴えを除く。）
- 20 知的財産権に関する訴え（金銭を目的とする訴えを除く。）
- 21 請求異議の訴え
- 22 第三者異議の訴え
- 23 公害に係る差止めの訴え
- 24 責任追及等の訴え（株主代表訴訟事件）
- 25 その他（→記述欄に具体的に記載してください。）の訴え

問14	訴額
-----	----

- 1 100万円まで
- 2 200万円まで
- 3 300万円まで
- 4 400万円まで
- 5 500万円まで
- 6 1000万円まで
- 7 5000万円まで
- 8 1億円まで
- 9 5億円まで
- 10 10億円まで
- 11 10億円を超える
- 12 算定不能・非財産権上のもの

問15	人証調べの有無
-----	---------

- 1 無
- 2 有

問16	終局区分
-----	------

- 1 判決 認容（一部認容を含む。）
- 2 判決 棄却（全部棄却のみ。）
- 3 判決 却下
- 4 判決 その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

- 5 決定 その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

- 6 命令
- 7 和解
- 8 放棄
- 9 認諾
- 10 取下げ
- 11 その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

問17	受理及び終局の時期
-----	-----------

(注) 調査対象事件は平成23年1月から同月31日までに終了（判決言い渡し、和解成立、取下げの効力発生、請求の承諾、放棄など）した事件に限ります。

受理：平成 年 月 日

終局：平成 23 年 1 月 日

問18	人証調べを含み、判決言い渡り期日を除いた口頭弁論期日の回数
-----	-------------------------------

回数：回

問19	弁論準備手続期日の有無
-----	-------------

- 1 無
- 2 有 回数：回

問20	上訴の有無
-----	-------

- 1 無
- 2 有
- 3 控訴期間満了前につき、回答できない。

第4 書記官の執務量，記録上判明する当事者の属性について

(注) 問21は，第3以下で回答していただいている事案についての印象ないし感想を尋ねる質問です。

問21	第3以下でお尋ねする事件について，双方弁護士選任訴訟と比較したときの書記官の執務量等についてお尋ねします。
-----	---

		少なかった。	どちらかといえば少なかった。	変わらない。	どちらかといえば多かった。	多かった。
ア	訴状又は答弁書等の書面作成についての助言，提出された書面の訂正等の依頼	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	電話による又は窓口における手続についての問合せへの対応（ア以外の場合）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	当該当事者本人との連絡自体（例えば，電話をしても不在の場合が多いなど。）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	訴訟の相手方又は裁判所に対する苦情への対応	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	提出書類の整理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	訴状，準備書面等の提出された書類の送達，送付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	口頭弁論又は弁論準備手続調書等の手続調書の作成	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	全体的な執務量についての印象・感想	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問22	原告本人の属性について，次の中から選択してください。
-----	----------------------------

(注) 原告本人が複数の場合は，中心的な役割を果たしている原告本人を念頭に回答してください。

- 1 金融機関（信販会社，リース会社を含む。）など，裁判所をたびたび利用する法人，団体である。
- 2 上記「1」以外の，法人，団体である。
- 3 事業を営む自然人である。
- 4 上記「3」以外の自然人である（事業を営んでいるか否か不明の場合を含む。）。

問23 原告本人の訴訟の利用回数について、次の中から選択してください。

(注) 原告本人が複数の場合は、中心的な役割を果たしている原告本人を念頭に回答してください。

(注) わかる範囲で回答してください。

- 1 訴訟の当事者になるのは初めてである。
- 2 他の事件で原告になったことがある。
- 3 他の事件で被告になったことがある。
- 4 不明である。

問24 原告本人は、訴え提起前ないし訴訟係属中、弁護士に相談していましたか。

- 1 相談していない。
- 2 相談していないと推測された。
- 3 相談していたと推測された。
- 4 相談していた。
- 5 不明である。

問25 原告本人は、司法書士を送達受取人として届け出ていましたか。

- 1 いいえ
- 2 はい

問26 被告本人の属性について、次の中から選択してください。

(注) 被告本人が複数の場合は、最も強く争っていた被告本人を念頭に回答してください。

- 1 法人・団体である。
- 2 事業を営む自然人である。
- 3 上記「2」以外の自然人である（事業を営んでいるか否か不明の場合を含む。）。

問27 被告本人の訴訟の利用回数について、次の中から選択してください。

(注) 被告本人が複数の場合は、最も強く争っていた被告本人を念頭に回答してください。

(注) わかる範囲で回答してください。

- 1 訴訟の当事者になるのは初めてである。
- 2 他の事件で原告になったことがある。
- 3 他の事件で被告になったことがある。
- 4 不明である。

問28	被告本人は、訴え提起前ないし訴訟係属中、弁護士に相談していましたか。
-----	------------------------------------

- 1 相談していない。
- 2 相談していないと推測された。
- 3 相談していたと推測された。
- 4 相談していた。
- 5 不明である。

問29	被告本人は、司法書士を送達受取人として届け出ていましたか。
-----	-------------------------------

- 1 いいえ
- 2 はい

問30	本件訴訟となった紛争は、原告本人と被告本人との間のどのような関係の中で生じたものでしたか。 複数選択可
-----	---

- 1 原告本人と被告本人とは、隣人である。
- 2 原告本人と被告本人とは、親族である。
- 3 原告本人と被告本人とは、男女関係（婚姻関係、内縁関係、交際）にある、又はあった（破綻した）者である。
- 4 原告本人と被告本人とは、一方を消費者、他方を事業者とする契約の当事者である。
- 5 原告本人と被告本人とは、上記4以外の契約の当事者である。
- 6 原告本人と被告本人とは、同じ団体（職場、学校等）に所属していた者同士、又は団体とその構成員の関係にあった（ある）者である。
- 7 原告本人と被告本人とは、上記1～6以外の知人・友人である。
- 8 原告本人と被告本人とは、突発的な事件又は事故の関係者であるが、それまで何らの接点が無かった者である。
- 9 上記のいずれにもあたらない。
- 10 不明である。

注：一旦チェックしたマークを消すときは、チェックボックス欄をもう一度クリックしてください。

第5 訴状、答弁書、準備書面、書証の提出について

問31	訴状の記載、添付書類等の不備や、そのような点について、訴状送達完了前に裁判所が執った措置についてお尋ねします。
-----	---

		はい	いいえ
ア	請求の趣旨及び原因について、欠席判決ができる程度の記載がされていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	訴え提起時に必要書類（印紙・郵券の納付、訴状等の副本、資格証明書などの添付）が具備されていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	民訴法137条1項に基づく補正命令を出しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	請求の趣旨・原因を補正するよう、書記官を通じて書面で促しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	請求の趣旨・原因を補正するよう、書記官を通じて口頭（電話）で促しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	必要書類（印紙・郵券の納付、訴状等の副本、資格証明書などの添付）の追完を指示しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	書証の符号・番号の付け方について、指示・説明しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問32	問31の「ウ」ないし「キ」の裁判所の措置に対する原告本人の対応状況はどのようなものでしたか。
-----	--

- 1 裁判所からの指示ないし依頼の趣旨を理解して、主張や書類を補充するなど、適切な対応をすることができた。
- 2 裁判所からの指示ないし依頼の趣旨を理解して、主張や書類を補充するなど、どちらかといえば適切な対応をすることができた。
- 3 裁判所からの指示ないし依頼の趣旨を理解せず、どちらかといえば適切な対応をすることができなかった（感情的な反発をした場合を含む。）。
- 4 裁判所からの指示ないし依頼の趣旨を理解せず、適切な対応をすることができなかった（感情的な反発をした場合を含む。）。
- 5 その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

問33	原告本人による書面等の提出の有無をお尋ねします。
-----	--------------------------

		はい	いいえ
ア	準備書面（訴状を除く。）を提出しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	書証を提出しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	証拠説明書を提出しましたか。「イ」で「いいえ」を選択した場合には、「ウ」の回答は不要になります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問34 問33のアで「はい」だった場合、原告本人が提出した準備書面についてお尋ねします。

		その通り。 。	多少は かといえは その通り。 。	多少は かといえは その通り。 。	その通り 。
ア	内容は適切でしたか。*注； 全体的な感想・印象を尋ねる質問です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	主張の法的構成は明確でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	法律的に成り立つ内容でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	明らかに事案の判断に無関係な主張をしていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	具体的な事実が主張されない等の理由により、認める余地のない主張でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	準備書面の数量が、事案に照らし、かつ、弁護士が作成した場合の平均的な数量と比較して、必要以上に多いと思われましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	準備書面の数量が、事案に照らし、かつ、弁護士が作成した場合の平均的な数量と比較して、必要以上に少ないと思われましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	準備書面の提出時期は適切でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問35 問33のイで「はい」だった場合、原告本人が提出した書証についてお尋ねします。

		その通り。 。	多少は かといえは その通り。 。	多少は かといえは その通り。 。	その通り 。
ア	提出された書証には、主張の内容に応じたものが含まれていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	提出された書証には、主張と無関係なものや立証趣旨が不明なものが含まれていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	提出時期は適切でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問36 問33のウで「はい」だった場合、原告本人が提出した証拠説明書についてお尋ねします。

	その通り。 ウ	その通りか ウ	その通りか ウ	その通りか ウ
ア 提出された証拠説明書は、書証目録に引用できるものでしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 提出時期は適切でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問37 答弁書の記載の不備や、そのような点について、裁判所が執った措置についてお尋ねします。

	はい	いいえ
ア 請求の趣旨に対する答弁は記載されていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 請求の原因に対する認否は記載されていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 請求原因の認否は、個々の事実ごとの認否を善解できる程度の記載がされていたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 請求の原因を争う場合、否認の理由は記載されていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ 被告の主張（積極否認の理由を除く抗弁その他）は記載されていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ 請求の趣旨に対する答弁や請求原因に対する認否を補正するよう、書記官を通じて書面で促しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ 請求の趣旨に対する答弁や請求原因に対する認否を補正するよう、書記官を通じて口頭（電話）で促しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク 書証の符号・番号の付け方について、指示・説明しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問38 被告本人による書面等の提出の有無をお尋ねします。

	はい	いいえ
ア 準備書面（答弁書を除く。）を提出しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 書証を提出しましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 証拠説明書を提出しましたか。「イ」で「いいえ」を選択した場合には、「ウ」の回答は不要になります。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問39 問38のアで「はい」だった場合、被告本人が提出した準備書面についてお尋ねします。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	内容は適切でしたか。*注；全体的な感想・印象を尋ねる質問です。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	主張の法的構成は明確でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	法律的に成り立つ内容でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	明らかに事案の判断に無関係な主張をしていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	具体的な事実が主張されない等の理由により、認める余地のない主張でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	準備書面の数量が、事案に照らし、かつ、弁護士が作成した場合の平均的な数量と比較して、必要以上に多いと思いましたが。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	準備書面の数量が、事案に照らし、かつ、弁護士が作成した場合の平均的な数量と比較して、必要以上に少ないと思いましたが。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	準備書面の提出時期は適切でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問40 問38のイで「はい」だった場合、被告本人が提出した書証についてお尋ねします。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	提出された書証には、主張の内容に応じたものが含まれていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	提出された書証には、主張と無関係なものや立証趣旨が不明なものが含まれていましたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	提出時期は適切でしたか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問41 問38のウで「はい」だった場合、被告本人が提出した証拠説明書についてお尋ねします。

	その通り。	その通りかたぶん。	その通りかたぶんではない。	その通りではない。
ア 提出された証拠説明書は、書証目録に引用できるものでしたか。	○	○	○	○
イ 提出時期は適切でしたか。	○	○	○	○

第6 主に、争点整理手続（人証調べ及び和解を除く手続）について

問42	通常の事件（双方弁護士選任訴訟を想定しています。）に比較すると、争点整理を行った期日（口頭弁論期日又は弁論準備等争点整理手続期日）は、長時間を要したことがありますか。
-----	---

- 1 いいえ
- 2 はい

問43	問42で「はい」を選択した場合、その理由についてお尋ねします。
-----	---------------------------------

	そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア 制度や手続の説明に時間が必要であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 当事者本人から、口頭で主張や認否を補充的に聴取するために、時間が必要であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ その他（→記述欄に具体的に記載してください。）例；和解協議を行う見込みがあったので打診した。又は、実際に和解協議を行った。			

問44	双方弁護士選任訴訟と比較すると、制度や手続の説明を付加ないし加重した点がありましたか（第1回口頭弁論期日に限らず、訴訟係属期間全体をみて、回答してください。）。
-----	--

（注）双方本人型の場合、当事者の双方又は一方に説明を加重した点があるときは、「はい」を選択してください。

- 1 いいえ
- 2 はい

問45	問44で「はい」を選択した場合、制度や手続の説明はどのようにしましたか。複数選択可。
-----	--

- 期日において、裁判官が口頭で説明した。
- 期日の開始前又は終了後等の機会に、書記官が口頭で説明した。
- 期日の有無に関わらず、書記官が窓口又は電話で、対応した。
- その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

注：一旦チェックしたマークを消すときは、チェックボックス欄をもう一度クリックしてください。

問46	主張及び証拠の整理につき、訴訟代理人弁護士が選任されていれば執らなかつたと思われる措置を執ったか否かについてお尋ねします。
-----	---

(注) 双方本人型の場合、当事者の一方に該当する選択肢があるときは、該当するものとして、回答してください。

(注) 訴訟代理人弁護士が選任されたとしても、執る必要があつたと思われる場合は、「いいえ」を選択してください。

(主張の整理について)

		はい	いいえ
ア	既に現れた当事者本人の説明や証拠を合理的に解釈すれば、その時点では明確に主張されていないが、正当な主張として構成できる可能性がある事項について、釈明を求めた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	期日において、既に主張のある事実について、具体的な求釈明事項（準備書面に記載すべき内容や事項）を口頭で説明し、準備書面の提出を促した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	期日又は期日間において、既に主張のある事実について、具体的な求釈明事項（準備書面に記載すべき内容や事項）を記載した書面を交付し、準備書面の提出を促した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	当事者本人の書面又は口頭の陳述を整理して、書面化（又は調書に記載）した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(書証の申出について)

		はい	いいえ
オ	証拠説明書のひな形を提示した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	提出すべき書証を具体的に指示した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	陳述書のひな形を提示した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(人証について)

		はい	いいえ
ク	人証申出書や尋問事項書のひな形を提示した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ	特定の人証（当事者本人を含む。）の申出をするように指示ないし勧告した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(以上全体を通じて)

コ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

問47	争点整理における原告本人，裁判所及び事案の事情についてお尋ねします。
-----	------------------------------------

(迅速・適正な手続進行に積極的に作用すると思われる要因)

		その通り。	ややその通り。	その通りと思わない。	その通りでない。
ア	原告本人の訴訟手続に対する理解度が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	原告本人のコミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	原告本人が，裁判所からの指示・依頼に対して，協力的であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	原告本人に対して，直接言い分や事情を確認することによって，裁判所が紛争の実態を早期に把握することができた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	事案が軽微ないし争点が単純な事案であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(迅速・適正な手続進行に消極的に作用すると思われる要因)

		その通り。	ややその通り。	その通りと思わない。	その通りでない。
カ	原告本人が書面に記載した内容では不十分であり，期日において，ある程度時間をかけて，内容を補う必要があった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	原告本人の請求や主張の内容が変遷した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	原告本人が，争点とは直接関係のない周辺事情的な事実を，口頭で述べた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ	原告本人が，争点と無関係又は立証趣旨の不明な人証の採用に固執した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
コ	原告本人に対して，電話やファクシミリで，主張立証の準備を指示しにくかった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問48	争点整理における被告本人，裁判所及び事案の事情についてお尋ねします。
-----	------------------------------------

(迅速・適正な手続進行に積極的に作用すると思われる要因)

	その強じ。	やや強いかといえはその強じ。	やや弱いかといえはその強じ。	その弱じ。
ア 被告本人の訴訟手続に対する理解度が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 被告本人のコミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 被告本人が，裁判所からの指示・依頼に対して，協力的であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 被告本人に対して，直接言い分や事情を確認することによって，裁判所が紛争の実態を早期に把握することができた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ 事案が軽微ないし争点が単純な事案であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(迅速・適正な手続進行に消極的に作用すると思われる要因)

	その強じ。	やや強いかといえはその強じ。	やや弱いかといえはその強じ。	その弱じ。
カ 被告本人が書面に記載した内容では不十分であり，期日において，ある程度時間をかけて，内容を補う必要があった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ 被告本人の主張の内容が変遷した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク 被告本人が，争点とは直接関係のない周辺事情的な事実を，口頭で述べた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ 被告本人が，争点と無関係又は立証趣旨の不明な人証の採用に固執した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
コ 被告本人に対して，電話やファクシミリで，主張立証の準備を指示しにくかった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問49 一方当事者にのみ訴訟代理人弁護士が選任されていた場合についての印象をお尋ねします。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	公平性を保つために、当事者本人への求釈明を躊躇するなど、争点整理手続の進行が難しいと感じた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	当事者本人の（裁判所が弁護士に肩入れしているなど）誤解を避けるために、訴訟代理人弁護士への求釈明を躊躇するなど、争点整理手続の進行が難しいと感じた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問50 争点整理手続の進行について、双方弁護士選任訴訟と比較した場合の労力・感想等についてお尋ねします。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	変わらない。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	争点整理期日の回数が多くなった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	争点整理期日の準備に労力・時間がかかった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	争点整理期日の時間・1期日当たりの時間が長くなった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	双方弁護士選任訴訟で想定される進行とは異なる経過を辿る（当事者の訴訟活動が行われる）ことがあった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	全体的な印象として、争点整理手続は円滑に進行した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

第7 人証調べ段階

問51	当事者本人からの人証の申出の有無をお尋ねします。
-----	--------------------------

(注) 問4 6の「ク」「ケ」の回答いかんにかかわらず、結論を回答してください。

		はい	いいえ
ア	証人尋問の申出があった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	本人尋問の申出があった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問52	人証の取調べの実施等について、次の中から選択してください。 複数選択可
-----	-------------------------------------

- 1 当事者本人から申出のあった証人を全部採用して、尋問を行った。
- 2 当事者本人から申出のあった証人を一部採用して、尋問を行った。
- 3 当事者本人から申出のあった本人尋問を行った。
- 4 職権で本人尋問を行った。

注：一旦チェックしたマークを消すときは、チェックボックス欄をもう一度クリックしてください。

問53	人証の取調べにつき、訴訟代理人弁護士が選任されていれば、あえて執る必要がなかったと思われる措置を執ったか否かについてお尋ねします。
-----	---

(注) 双方本人型の場合、一方当事者についてでも該当する選択肢があれば、該当するものとして、回答してください。

(尋問事項書について)

		はい	いいえ
ア	当事者本人から、当事者本人が行うべき主尋問用の詳細な尋問事項書を出してもらった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	当事者本人から、当事者本人が行うべき反対尋問用の詳細な尋問事項書を出してもらった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(尋問の順序・方法について)

		はい	いいえ
ウ	当事者本人の尋問を行う場合、当該当事者本人に対する最初の尋問（交互尋問における主尋問にあたるもの）を裁判所が行った。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	当事者本人が、証人を申し出た場合、当該証人に対する最初の尋問（交互尋問における主尋問にあたるもの）を裁判所が行った。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	訴訟代理人弁護士を選任していた相手方の申し出た人証（本人又は証人）に対する反対尋問を、当事者本人に代わって、裁判所が行った（相手方当事者本人による直接の反対尋問の時間ないし事項をなるべく少なくした。）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(以上全体を通じて)

カ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）

※ ア、ウ、エは、当事者本人が、自ら申し出た自己(本人)又は証人に対して主尋問を行う場合、イ、オは、当事者本人が、相手方本人尋問又は相手方が申し出た証人に対して反対尋問を行う場合を想定しています。

問54 人証の手續の状況等についてお尋ねします。

	その通り。	その通りかといえは、その通り。	その通りかといえは、その通り。	その通りかといえは、その通り。
ア 当事者本人が、要領よく尋問を行った。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ 当事者本人による尋問（当該当事者本人の申し出た証人に対する主尋問，相手方当事者本人又は相手方の申し出た証人に対する反対尋問）が要領を得ずに時間がかかった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ 尋問（特に当事者本人の行う反対尋問）が意見の押しつけ，言い争いなし水掛け論になった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ 当事者本人が，争点とは無関係な事項について，質問又は供述をしたがった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ 裁判所が行う尋問の準備に時間・労力を費やした。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ 尋問時間の予測が立てにくかった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問55 人証の手續の進行は，双方弁護士選任訴訟と比較して，円滑でしたか。

- 1 同程度に円滑であった。
- 2 どちらかといえば同程度に円滑だった。
- 3 どちらかといえば円滑ではなかった。
- 4 円滑ではなかった。
- 5 比較できない。又は，わからない。

(注) 第8の質問は、問16の終局区分が和解か否かに関わらず、回答してください。

問56	和解協議（又はその打診）をしましたか。
-----	---------------------

(注) 和解期日であったか否かは問いません。

(注) 1回でも和解協議を行った場合は「はい」を選択してください。

		はい	いいえ
ア	和解協議の打診をした。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	和解協議をした。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問57	原告本人型の場合に、和解協議をした場合における原告本人及び相手方の和解に対する姿勢等についてお尋ねします。それぞれ当てはまるもの1つを選んでください。
-----	---

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	原告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	原告本人が、和解に向けて譲歩した。※（欄外下※参照）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	原告本人の理解力、コミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	原告本人が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	原告本人に弁護士費用の負担のないことが、和解成立に寄与した（ことが推測される）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	訴訟代理人弁護士を選任している被告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	訴訟代理人弁護士を選任している被告本人が、和解に向けて譲歩した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	訴訟代理人弁護士を選任している被告側が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ	被告の訴訟代理人弁護士の対応が適切であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 「和解を希望していた。」と「和解に向けて譲歩した。」とを区別したのは、「和解で解決したい。しかし、譲歩はしない。」という態度を識別するためです。

問58 被告本人型の場合に、和解協議をした場合における被告本人及び相手方の和解に対する姿勢等についてお尋ねします。それぞれ当てはまるもの1つを選んでください。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	被告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	被告本人が、和解に向けて譲歩した。※（欄外下※参照）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	被告本人の理解力、コミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	被告本人が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	被告本人に弁護士費用の負担のないことが、和解成立に寄与した（ことが推測される）。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	訴訟代理人弁護士を選任している原告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	訴訟代理人弁護士を選任している原告本人が、和解に向けて譲歩した。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	訴訟代理人弁護士を選任している原告側が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ	原告の訴訟代理人弁護士の対応が適切であった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 「和解を希望していた。」と「和解に向けて譲歩した。」とを区別したのは、「和解で解決したい。しかし、譲歩はしない。」という態度を識別するためです。

問59 双方本人型の場合に、和解協議をした場合における当事者本人の和解に対する姿勢等についてお尋ねします。それぞれ当てはまるもの1つを選んでください。

		そう思う。	どちらかといえばそう思う。	どちらかといえばそう思わない。	そう思わない。
ア	原告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	原告本人が、和解に向けて譲歩した。※(欄外下※参照)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	原告本人の理解力、コミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	原告本人が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	原告本人に弁護士費用の負担のないことが、和解成立に寄与した(ことが推測される)。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	被告本人が、和解による解決を希望していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	被告本人が、和解に向けて譲歩した。※(欄外下※参照)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	被告本人の理解力、コミュニケーション能力が高かった。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ケ	被告本人が、裁判所の説明に納得していた。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
コ	被告本人に弁護士費用の負担のないことが、和解成立に寄与した(ことが推測される)。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 「和解を希望していた。」と「和解に向けて譲歩した。」とを区別したのは、「和解で解決したい。しかし、譲歩はしない。」という態度を識別するためです。

問60	和解協議をした場合、心証開示をしましたか。 また、心証開示をした場合、その程度はどのようなものでしたか。
-----	---

- 1 勝敗の見通しを開示しなかった。
- 2 勝敗の見通しを、示唆するに留め、明確には告げなかった。
- 3 勝敗の見通しを、明確に告げた。

問61	和解協議又はその打診をしなかった場合、その理由についてお尋ねします。
-----	------------------------------------

(注) 選択肢ア、イにつき、当事者本人の意向が分からない場合は「いいえ」を選択してください。

		はい	いいえ
ア	原告本人に、全く和解の意向がなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	被告本人に、全く和解の意向がなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	当事者本人の理解力、コミュニケーション能力等に問題がみられたから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	和解を勧誘すべきかどうかの見極めがつかなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	事案からみて和解による解決が適切でなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

問62	訴訟代理人弁護士が選任されていれば、当然に和解を勧誘している事件でしたか。
-----	---------------------------------------

- 1 いいえ
- 2 はい

第9 判決, 取下げ段階

(注) 問63は, 問16で本件が判決で終局した場合にのみ回答してください。

問63	双方弁護士選任訴訟と比較して, 判決起案は容易でしたか。
-----	------------------------------

- 1 容易だった。
- 2 変わらなかった。
- 3 容易ではなかった。
- 4 不明又はわからない。

(注) 問64は, 問16で本件が取下げで終局した場合にのみ回答してください。

問64	訴え取下げの経緯・理由についてお尋ねします。
-----	------------------------

(注) 推測をまじえて回答していただいて構いません。

- 1 訴訟外で何らかの話し合いによる解決がされた(と思われる)。
- 2 裁判所から訴えの取下げを示唆した。
- 3 裁判所から訴えの取下げを勧告した。
- 4 不明又はわからない。

第10 本人訴訟であったことと訴訟の進行・帰趨との関係等

問65	原告本人に訴訟代理人弁護士を選任するように勧めましたか。
-----	------------------------------

- 1 訴訟代理人弁護士を選任するよう積極的に勧めた。
- 2 訴訟代理人弁護士を選任するよう示唆した。
- 3 訴訟代理人弁護士を選任することは、勧めなかった。

問66	原告本人に訴訟代理人弁護士の選任を示唆又は勧めた理由についてお尋ねします。
-----	---------------------------------------

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	事案が複雑又は困難であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	裁判所が後見的に関与するよりも、訴訟代理人弁護士を選任した方が、手続的に公平であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	原告本人の主張を、法律的に適切に構成することにより、訴訟の帰趨が、原告本人にとってより有利になる可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	原告本人の主張を裏付ける証拠（人証を含む。）が提出されることにより、訴訟の帰趨が、原告本人にとってより有利になる可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	原告本人が提出する主張書面や書証の整理が困難であるので、訴訟代理人弁護士を選任した方が、争点整理が円滑に進む可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	裁判所の原告本人に対する対応の負担を軽減したかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	原告本人の訴訟活動が遅延気味であり、訴訟進行を迅速化したかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			

問67	原告側において本人訴訟であった理由（訴訟代理人弁護士を選任を勧めたのに選任しなかった理由を含む。）についてお尋ねします。
-----	--

(注) 推測を交えて回答していただいて構いません。

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	原告本人が、自分自身で訴訟を迫りたいという意欲が強かったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	原告本人は、少なくとも主観的に、十分な訴訟追行能力があると自己分析しており、訴訟代理人弁護士を選任する必要性を感じていなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	訴訟代理人弁護士を選任する経済的余裕がなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	費用対効果を重視したから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	弁護士が近隣に存在しない、又は不足しているなど、弁護士へのアクセスに障害があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	弁護士に対する不信があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	弁護士側で受任に難色を示すような事件であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			

※ 「推測不能」の場合には、「ア」～「キ」のすべてについて「わからない」を選択してください。

問68	被告本人に訴訟代理人弁護士を選任するように勧めましたか。
-----	------------------------------

- 1 訴訟代理人弁護士を選任するよう積極的に勧めた。
- 2 訴訟代理人弁護士を選任するよう示唆した。
- 3 訴訟代理人弁護士を選任することは、勧めなかった。

問69	被告本人に訴訟代理人弁護士の選任を示唆又は勧めた理由についてお尋ねします。
-----	---------------------------------------

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	事案が複雑又は困難であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	裁判所が後見的に関与するよりも、訴訟代理人弁護士を選任した方が、手続的に公平であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	被告本人の主張を、法律的に適切に構成することにより、訴訟の帰趨が、被告本人にとってより有利になる可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	被告本人の主張を裏付ける証拠（人証を含む。）が提出されることにより、訴訟の帰趨が、被告本人にとってより有利になる可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	被告本人が提出する主張書面や書証の整理が困難であるので、訴訟代理人弁護士を選任した方が、争点整理が円滑に進む可能性があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	裁判所の被告本人に対する対応の負担を軽減したかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	被告本人の訴訟活動が遅延気味であり、訴訟進行を迅速化したかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			

問70	被告側において本人訴訟であった理由（訴訟代理人弁護士を選任を勧めたのに選任しなかった理由を含む。）についてお尋ねします。
-----	--

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	被告本人が、自分自身で訴訟を追究したいという意欲が強かったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	被告本人は、少なくとも主観的に、十分な訴訟追行能力があると自己分析しており、訴訟代理人弁護士を選任する必要性を感じていなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	訴訟代理人弁護士を選任する経済的余裕がなかったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	費用対効果を重視したから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	弁護士が近隣に存在しない、又は不足しているなど、弁護士へのアクセスに障害があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
カ	弁護士に対する不信があったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
キ	弁護士側で受任に難色を示すような事件であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ク	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			

※ 「推測不能」の場合には、「ア」～「キ」のすべてについて「わからない」を選択してください。

第10 本人訴訟であったことと訴訟の進行・帰趨との関係等

(注) 以下の質問は、全ての型の本人訴訟について、回答してください。

問71	仮に当事者本人が訴訟代理人弁護士を選任したとすれば、訴訟の帰趨に影響があったと思いますか。
-----	---

(注) 原告本人型又は被告本人型のときは、当事者本人が訴訟代理人弁護士を選任した場合を想定して、その当事者本人に対する影響の有無を検討してください。

(注) 双方本人型のときは、当事者のいずれか一方（原告・被告のいずれでも結構です。）が訴訟代理人弁護士を選任した場合を想定して、その当事者本人に対する影響の有無を検討してください。

(注) 問71において、「そう思う。」を選択する場合、ア～ウのいずれか1つの質問に対してのみ選択してください。

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	訴訟代理人弁護士を選任した当事者本人に有利な影響があった可能性がある。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	有利又は不利いずれの影響もなかったと考えられる。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	訴訟代理人弁護士を選任した当事者本人に不利な影響があった可能性がある。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 「影響の有無不明」の場合には、「ア」～「ウ」のすべてについて「わからない。」を選択してください。

※ 事柄の性質上、厳密に判断することは不可能である場合もあることは織り込み済みであり、およその印象・感想程度で回答していただいて結構です。もちろん、厳密に考えた見通しを回答していただくことは差し支えありません。

問72	問71のアで「そう思う。」を選択した場合、そのように判断する理由についてお尋ねします。
-----	---

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	当事者本人の主張を、法律的に適切に構成することにより、訴訟の結果が、当事者本人にとってより有利になった可能性がある。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	当事者本人の主張を裏付ける証拠（人証を含む。）が提出されることにより、訴訟の結果が、当事者本人にとってより有利になった可能性がある。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			

問73 問71のイで「そう思う。」を選択した場合、そのように判断する理由についてお尋ねします。

		そう思う。	そう思わない。	わからない。
ア	当事者本人の訴訟手続に対する理解度が高く、弁護士選任訴訟と遜色のない訴訟活動が行われていたから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	裁判所の後見的関与により、当事者本人が、弁護士選任訴訟と遜色のない訴訟活動を行うことができたから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	事実関係や争点が単純容易であるなど、そもそも当該事件自体が、訴訟代理人弁護士の有無によって結果に差が生じにくい事案であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	当事者本人の主張（請求原因、抗弁等）が、失当又はそれに近かったため、訴訟代理人弁護士の有無によって結果が変わらない事案であったから。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
オ	その他（→記述欄に具体的に記載してください。）			
<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>				

問74 問71のウで「そう思う。」を選択した場合、そのように判断する理由についてお尋ねします。

問75 このアンケートの対象となった事案に限らず、本人訴訟の審理において、何か工夫されていることがありましたら、記述欄に1000文字以内でお書きください。

問76

本アンケートにつき、本件以外の回答の有無

○1 無

○2 有 本件以外の回答件数 件
事件番号を記載してください。

以上で設問は終わりです。